麻薬廃棄要領（熊本市内）

１　対象及び提出書類

　・麻薬の廃棄（提出書類：麻薬廃棄届）

２　対象麻薬取扱施設等

熊本市内の麻薬診療（研究）施設設置者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者等

３　実施方法等

　　麻薬を廃棄する必要があるときに、次の①～③を麻薬取扱施設等が選択し、それぞれに示す方法等により廃棄する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 方法 | 時期 | 届出時に必要なもの |
| ①施設廃棄 | 各麻薬取扱施設等において麻薬取締員等の立会いのもと廃棄 | 届出後に調整  （薬務衛生課から施設に連絡します。） | ・麻薬廃棄届 |
| ②持参廃棄  （事前調整あり） | 麻薬を薬務衛生課に持参のうえ廃棄 | 届出前に調整  （事前に連絡をお願いします。） | ・麻薬廃棄届  ・帳簿＋持参者の印鑑  ・廃棄麻薬＋袋 |
| ③持参廃棄  （事前調整なし） | 麻薬を薬務衛生課に持参のうえ廃棄 | 調整なし・連絡不要  （HP等で指定する日に県庁薬務衛生課までお越しください。） | ・麻薬廃棄届  ・帳簿＋持参者の印鑑  ・廃棄麻薬＋袋 |

※①は従来の方法です。廃棄までに時間がかかるため、保管金庫容量に余裕がある場合に選択してください。

〈持参廃棄（②及び③）に関する注意事項〉

1. 廃棄麻薬は原則として、次の者が持参してください。なお、これらの者が持参できない場合は事前にご相談ください。

　ア　麻薬診療施設　→　麻薬管理者又は麻薬施用者

　イ　麻薬研究施設　→　麻薬研究者

　ウ　麻薬小売業者又は麻薬卸売業者　→　管理薬剤師

（相談先：096-333-2242、熊本県庁薬務衛生課　麻薬担当者）

1. 別紙「持参廃棄を行う場合の帳簿の記載例」を参照し、持参者を明確にしたうえで持参してください。
2. 廃棄麻薬は、適当な袋等に入れて持ち出し、寄り道せず県庁薬務衛生課に直行するなど、紛失・盗難に十分注意してください。

（４）　廃棄後の麻薬の被包（ゴミ）は持ち帰ってください。

４　その他

　覚せい剤原料についても、本要領に準じて廃棄することができます。

（別紙）持参廃棄を行う場合の帳簿の記載例

　廃棄麻薬を施設から持ち出す前（当日）に、下記（網掛け部分）を参照のうえ、麻薬帳簿に持参者と指示者（麻薬管理者等）を記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | ＭＳコンチン錠10mg | | | 単　位 | Ｔ |
| 年月日 | 受　入 | 払　出 | 残　高 | 備　　　　　　考 | |
| Ｒ元.10.1 |  |  | 2000 | 前帳簿から繰越し | |
| 〃 |  | 120 | 1880 | 熊本太郎　他４名 | |
| 11.28 |  | 100 | 1780 | 期限切れにより廃棄  （11.28麻薬廃棄届提出）  持　参　者：薬剤師　〇田〇子　㊞  麻薬管理者：薬剤師　〇川〇男　㊞ | |
|  |  |  |  |  | |
|  |  |  |  |  | |

廃棄後、この欄に麻薬取締員等が立ち合い廃棄の記録をします。

〈参考〉

　・「麻薬・向精神薬及び覚せい剤原料取扱いの手引き」（熊本県作成）

　・「麻薬の廃棄に係る事務処理について」（平成１２年３月３１日付け、医薬発第３７１号）